

【現状と課題】 島根県保健医療計画「小児救急を含む小児医療」

- 初期救急医療については、休日（夜間）診療所等、在宅当番医制度及び救急告示病院の救急外来等、各地域事情に応じた体制が取られ、この体制の中で小児救急も実施されていますが、小児科医が少ない地域の休日夜間における診療は、必ずしも十分とは言えない状況であり、小児初期救急を充実させることが課題です。
- 小児科医師数は微減しており、居住地によっては小児科への通院に長時間を要する場合もあり、一般小児医療に係る体制の確保が必要です。
- 小児救急患者の受療行動には核家族化や少子化等が影響しているとされており、県では、子どもの病気等の相談に電話で対応する「子ども医療電話相談（#8000）事業」を平成 19 年から実施しています。近年は年間 5 ～ 6 千件程度の相談件数があり、保護者等の不安軽減と、医療機関への受診の集中緩和に一定の役割を果たしています。
- 多くの軽症患者が二次・三次救急医療機関を受診している状況が見られるため、本来担うべき医療に支障を来さないようにする必要があります。
- 在宅で療養している医療的ケア児等については、退院前に医療機関から保健所等に情報提供があり、関係機関が連携して支援を行っています。

11) 小児救急を含む小児医療

○小児科医が少ない地域における小児初期救急の充実や、一般小児医療に係る体制の確保が必要

⇒医療機関と連携した小児科医の確保や、小児科医以外の医師を対象とした小児科診療に係る研修の実施

○子どもの病気等に係る保護者等の不安軽減と、医療機関への受診の集中緩和が必要

⇒「子ども医療電話相談（#8000）事業」の更なる普及に向けた取組を継続

○在宅で療養している医療的ケア児等に対し、関係機関の連携した支援が必要

⇒保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関による協議会において、必要な支援が受けられる体制づくりを推進

項目	現状	目標
①小児科医師数	97人	5%増加
②かかりつけの小児科医を持つ親の割合	3歳児の親 86.0%	増加
③子ども医療電話相談（#8000）の認知度	4か月児の親 78.7%	90%